

## 美作市発注の工事※1を受注したら、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出してください。

※1 小規模工事（予定価格（税込）130万円未満の随意契約で発注する工事）は対象外です。

令和5年4月1日から※2

※2 令和5年4月1日以降に契約を締結する工事から

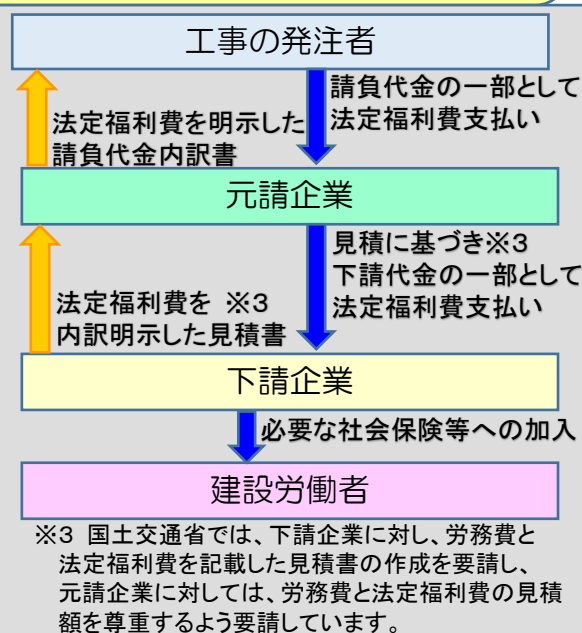
### 法定福利費とは何ですか？

受注した工事の現場労働者（元請・下請を問いません）に関する社会保険等の掛金のうち  
{健康保険料（介護保険料を含む）  
・厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む）  
・雇用保険料} の事業主負担分をいいます。  
(労災保険料は含まれません。)

### なぜ、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出しなければならないのですか？

建設業の担い手を育成し、確保していくためには、建設労働者が社会保険等に加入するための元手となる法定福利費が、発注者から元請企業へ、元請企業から下請企業へ適正に支払われることが重要です。

現場労働者（元請・下請）の法定福利費は、それぞれの工事の請負代金の中で確保する必要があり、法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成することにより、法定福利費の額が明確になることから、元請・下請間での必要な法定福利の確保につながり、建設労働者の処遇改善を目指すものです。



### 発注者・元請企業・下請企業が協力して、建設労働者の処遇改善に取り組みましょう

「労務費等に関する取組」（国土交通省不動産・建設経済局ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/ccus\\_roumuhi.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/ccus_roumuhi.html)

### 法定福利費はどうやって計算するのですか？

#### 1 基本的な計算方法

- 法定福利費 = 労務費 × 社会保険料率  
※社会保険料率は参考資料1を参照してください。

#### 2 労務費の算出が困難な場合

- 法定福利費 = 労務費（請負金額（消費税抜き）× 労災保険法における労務費率）× 社会保険料率  
※労務費率は参考資料2を参照してください。
- 法定福利費 = 工事費（消費税抜き）× 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合
- 法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

◎詳しい計算方法は、国土交通省ホームページも参考してください。

「建設業における社旗保険加入対策について」（国土交通省不動産・建設経済局ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totkensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totkensangyo_const_tk2_000080.html)

## 請負代金内訳書の提出先は？

工事の契約担当（契約書の提出先）に、契約締結後 14 日以内に提出してください。

- ・総務部管財課
- ・水道課発注の場合のみ、都市整備部水道課へ

契約担当は、受注者が提出した請負代金内訳書に記載された法定福利費の額と、発注者が想定する法定福利費の額を比較し、これらの額に著しい乖離がないか確認を行います。

## 請負代金内訳書の様式や法定福利費の記載方法は？

・請負代金内訳書（参考資料 3 参照）に、入札の際に提出した「工事費内訳書」の内容と法定福利費の額などを記載し、提出してください。

◎記載上の注意点

- ・請負代金内訳書に記載する法定福利費は、社会保険等の掛金のうち事業主負担分です。  
（労働者個人が負担する社会保険等の掛金は記載の必要はありません。）  
（法定福利費は、元請負担分と下請負担分がありますので、これらの合計額を記載してください。）
- ・法定福利費は、社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計額を記載してください。

## 参考資料

### 1 社会保険料率（令和 5 年 3 月 15 日時点）

種 類	保 険 料 率	
健康保険	10.25% × 1/2(事業主負担分)	5.125%
介護保険	1.64% × 1/2(事業主負担分) × 0.553(40～64 歳の被保険者割合)	0.453%
厚生年金保険	18.3% × 1/2(事業主負担分)	9.15 %
子ども・子育て拠出金(全額事業者負担)		0.36 %
雇用保険(建設の事業・事業主負担分)		0.80 %
	合 計	15.888%

※保険料率は毎年改定されますので最新のものを確認してください。

保険料率の参照元	
健康保険、介護保険	協会けんぽ
厚生年金保険、子ども・子育て拠出金	日本年金機構
雇用保険	厚生労働省

### 2 労働費率（厚生労働省・平成 30 年 4 月 1 日施行）

事業の種類	労務費率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
鉄道又は軌道新設事業	24%
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの	38%
その他のもの	21%
その他の建設事業	24%

### 3 請負代金内訳書の記載例

令和 年 月 日

美作市長 殿

受注者 住 所  
氏 名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名	
費 目	金額 (税抜)
①直接工事費	円
	円
	円
	円
	円
	円
	工種の合計額
②共通仮設費	円
③現場管理費	円
④一般管理費等	円
工事価格(入札金額)	①②③④の合計額
(うち法定福利費)	円
消費税相当額	円
工事費	円

※法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額をいう。

## お問い合わせ先

美作市役所 総務部管財課 契約係  
電話：0868-72-0929

- ・法定福利費は、事業主負担分（元請負担分と下請負担分の合計）を記載してください。
- ・社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計金額を記載してください。